



高島聖也税理士事務所 家族信託勉強会のご案内

士業の皆様、相続対策・不動産・保険関連のお仕事をされている方にお知らせです

平成 19 年に信託法が改正され、家族のみで信託契約を行うことが出来るようになりました。高齢化社会となり、新たな財産管理・承継の手法として**一般の方のニーズも高まっています**。しかし、この家族信託の制度を理解している専門家が非常に少ないことから 10 年経った今でもあまり普及しておりません。知識を身に着けることで、差をつけ、**営業力の強化・武器**にして頂ければ幸いです。少人数制ですので、ぜひお気軽にご参加ください♪
お申し込みは右記の電話番号までお電話頂くか、裏面の申込用紙をご使用ください。

講師【高島聖也】プロフィール

1986 年広島生まれ、熊本育ち。大原簿記情報専門学校卒業後、税理士法人に勤務。入所 3 年目から相続資産税部門長を担当し、年間 10 件以上の相続申告業務に携わる。平成 25 年、27 歳で独立開業し現在 5 年目。開業後は主に相続対策に力を入れている。家族信託普及協会の正会員で、ハウスメーカーや銀行で相続対策や家族信託についてのセミナーを年間 40 回行っている。

●開催日時●

H30 年 8 月 8 日(水) 開講
16:00~18:00

●場所●

高島聖也税理士事務所（博多駅徒歩約 7 分）

●コース・期間●

全 3 回
(詳細は裏面)

●受講費用●

30,000 円 (全 3 回分)

●募集人数●

6 名

【お問合せ・申し込み先】

高島聖也税理士事務所

〒812-0011

福岡市博多区博多駅 4-18-19
博多フロントビル 403 号室

TEL : 092-409-1292

担当 : 高島、笠井

<http://www.takashima-tax.jp/>

家族信託勉強会 スケジュール

開催日時	16:00~18:00
第1回 8/8 (水)	家族信託の基礎と税金の取り扱い ・委託者、受託者、受益者とは ・基本的な信託活用事例 ・信託設計から終了までの税金の取り扱い ① 信託設定時 ② 相続が発生した場合 ③ 信託が終了した場合 ④ 流通税の取り扱い
第2回 9/5 (水)	信託税務の応用編 これをマスターすれば顧問税理士よりも信託税務が詳しくなれます。 ・受益者と受益者等の違い ・複層化信託の取り扱いと課題 ・損益通算の規制 ・信託内借入の取り扱い ・信託報酬は必要経費か? ・受託者判断による生前贈与
第3回 10/10 (水)	家族信託推進の具体的な流れ ・ニーズリサーチ 節税対策、認知症対策、家督相続対策について チェックシートを使ってヒアリング ・家族信託の説明 見込み客へアプローチブックを使って説明する。 ・契約をまとめる。 契約書と説明事項。信託契約後のトラブル防止策と専門家責任を果たす。

.....

【家族信託勉強会お申込み用紙】

F A X 番号 : 092-409-1297

下記に必要事項を記載の上、F A X (092-409-1297) にてお申込み下さい。

メールやお電話でも承っております。(メールアドレス : s-takashima6161@tkcnf.or.jp 電話 : 092-409-1292)

フリガナ		ご住所	
お名前			
会社名		業種	役職
TEL		メールアドレス	
FAX			